

埼玉県立新座総合技術高等学校 部活動基本方針

1 活動の基本方針

- (1) 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の礎とする。
- (2) 計画的で効果的な活動を通して、生徒の心身の健康増進を図る。
- (3) 「自ら考え、自ら判断し、行動できる自主自立の人間形成」と「これからの社会を生き抜く力を備えた人材の育成」に努める。

2 指導体制の整備

- (1) 各顧問が活動方針、年間・月間の活動計画、及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した各種計画については、各顧問が生徒及び保護者に公表する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を行い、必要に応じて顧問と面談する。
- (4) 各部とも、複数顧問による指導体制を整える。
- (5) 外部指導者を必要に応じて活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 活動の進め方

- (1) 施設・設備の点検を定期的実施し、事故防止に努める。
- (2) 体罰やハラスメントを根絶するため、職員研修会を定期的実施する。
- (3) 部活動顧問会を設置し、生徒会指導部が中心となり定期的情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等を防止するため、顧問、学級担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修会を定期的実施する。
- (6) 効果的で安全な練習メニュー及び活動スケジュールを立案し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう、校内研修会の開催や校外で実施される研修会・指導者講習会等への積極的参加を促す。
- (7) 部活動に要する費用（部費など）を徴収する際には、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な会計処理を実施する。

4 休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週2日以上休養日を設ける（平日1日以上かつ土曜・日曜いずれか1日以上）。但し、対外試合等のためこれを実施できない場合は、年間を通じて104日以上休養日が確保できるよう配慮する。
- (2) 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。練習時間の倍以上の考査学習を実施する場合は原則から除外し、管理職の許可を得て実施する。
- (3) 活動時間は、準備時間やウォーミングアップ、クーリングダウン時間を含めないものの、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- (4) 長期休業中は、(1)の休養日の設定に準じるとともに、連続する3日間以上の休養日を設定する。
- (5) 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- (6) 活動を実施する環境に気を配り、高温下での練習等は控える。

附 則

この基本方針は、平成31年 4月 1日から施行する。